

平成30年11月7日

## 地域防犯力の向上について

千葉県知事 森田 健作

刑法犯認知件数については全国的に減少基調となっており、首都圏においても平成25年の401,577件から平成29年には295,236件へと減少している。

しかしながら、昨年3月に千葉県、本年5月には新潟県で幼児殺害事件が発生するなど、痛ましい事件は後を絶たない。車上ねらい等の窃盗犯や暴行・傷害等の粗暴犯など、住民の身近で発生する犯罪も依然として多く、犯罪の起こりにくい環境づくりが求められている。

また、首都圏を訪れる外国人が急増しており、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、これらの外国人にも安全・安心をより実感してもらえるような環境を整備することは、大きな「おもてなし」の一つである。

こうした中、本県では、地域防犯力向上のため、千葉県独自の取組として防犯ボックスを設置するなど、地域の実情に応じた防犯活動の活性化を図るとともに、防犯カメラの設置促進等により防犯体制を強化しており、また、首都圏の各自治体においても様々な取組が行われているところである。

首都圏における安全で安心な地域社会を実現するためには、各自治体が行っている取組について情報を共有し、自治体の枠を超え広域的に取り組んでいくことが効果的であることから、九都県市が一体となって地域防犯力の向上に係る方策を検討し、取り組むことを提案する。

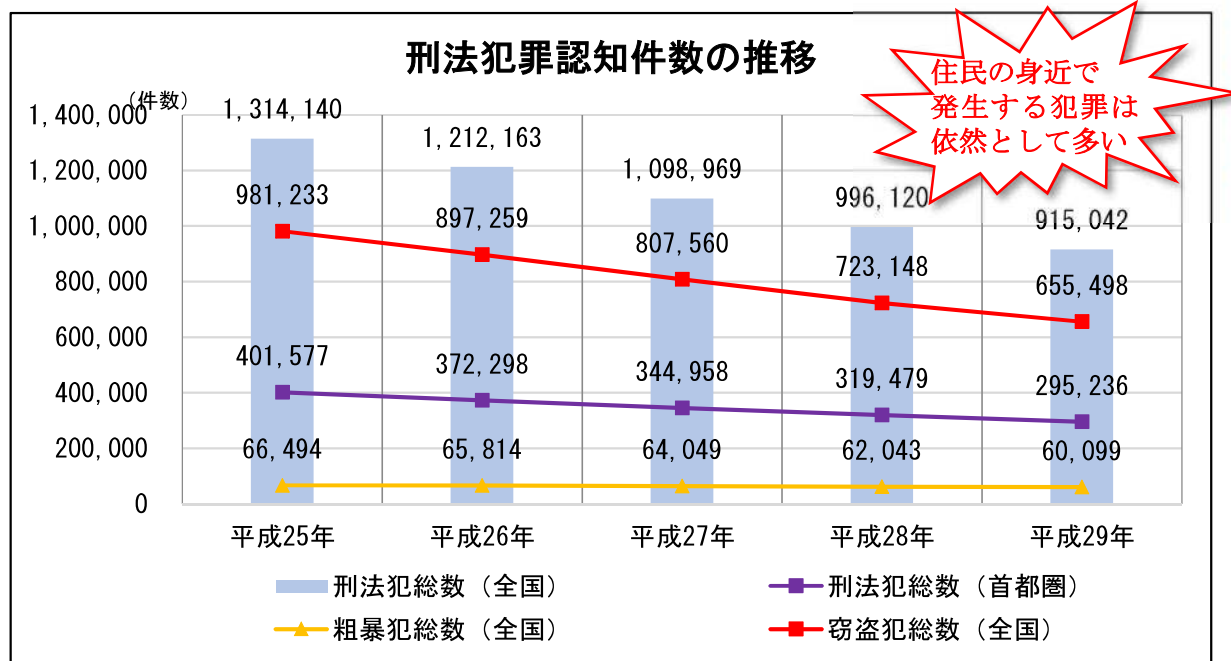
## (検討内容の例)

- 各都県市で実施している、地域の実情に応じた防犯活動の活性化や防犯カメラの設置等による防犯体制の強化等に係る取組状況の調査（効果・課題等）及び情報共有
- 九都県市一斉の啓発活動など、九都県市が一体となった取組の実施

## 地域防犯力の向上について

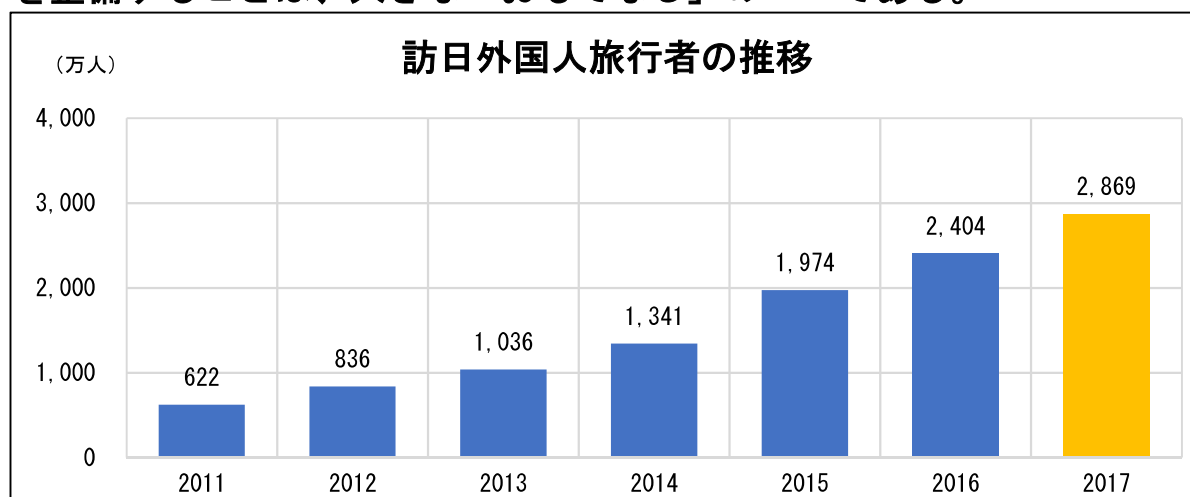
### 1 現状と課題

- 刑法犯認知件数は全国的に減少し続けているものの、窃盗犯や粗暴犯など、住民の身近で発生する犯罪は依然として多い。



【出典 「警察白書」警察庁】

- 急増する訪日外国人に安全・安心をより実感してもらえるような環境を整備することは、大きな「おもてなし」の一つである。



【出典 「観光白書」国土交通省】

- 地域防犯力の向上に係る検討会を設置し、九都県市共同で取り組む

## 2 千葉県の取組

### (1) 防犯ボックス事業

地域防犯力の向上を図るため、防犯ボックス（地域防犯の核となるよう、店舗の駐車場や駅前ロータリー等に設置したもの）を中心に、警察官 OB 等であるセーフティ・アドバイザーと住民の方々、市町村、県警等が連携し、防犯活動等を実施している。

#### 【主な活動内容】

- ・ 自主防犯団体等との防犯パトロール
- ・ 自主防犯団体等への指導・助言 等

※平成30年4月1日現在 10箇所設置

- ・ 県設置（モデル事業） 4市
- ・ 市町村設置（補助事業） 6市町



#### 【事業の効果検証の中間結果 防犯ボックスの効果】

- ・ 住民の安心感や体感治安の向上に大きく寄与している。
- ・ 地域防犯活動の質の向上を図るとともに、高齢化により減少傾向にある地域防犯活動を支えている。

### (2) 防犯カメラ設置事業（市町村等設置補助事業）

街頭犯罪の防犯対策として、不特定多数の人が往来する公共の場所（公道・公園等）を撮影することを目的に市町村又は自治会等が設置する防犯カメラ等に対して補助金を交付する。



### (3) 移動交番車

安全で安心できる県民生活の確保や地域防犯力の強化のため、警察官や移動交番相談員が乗車する移動交番車を配備している。

事件・事故の多発地域等において、巡回パトロール等を行い、地域の実情に沿った犯罪抑止活動などを行っている。

#### 【主な活動内容】

- ・ 学校等における防犯講話
- ・ 通学路等における子どもの見守り活動 等

※平成30年4月1日現在 県内55台配備



## 3 九都県市の共同取組

(1) 九都県市の取組状況やその効果・課題等の調査及び情報共有

(2) 九都県市一斉の啓発活動など、九都県市が一体となった取組の実施

## 受動喫煙防止対策の推進について（案）

受動喫煙防止対策については、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えている中で、本年 7 月に健康増進法が改正され、取組が強化された。

改正法では、喫煙をすることができる場所が設置されている飲食店等には、喫煙可能であることを店頭に掲示する義務を課しているが、禁煙の飲食店等には、「禁煙」標識の掲示については規定されておらず、利用者にとって、分かりにくい状況となることが懸念される。

また、現在、国が検討している改正法に基づく標識（施設の主たる出入口の見やすい箇所に掲げる標識）の様式については、多様な外国人旅行者が訪日することから、多言語対応する必要がある。

そこで、国内外の利用者が、飲食店等の受動喫煙防止に関する対応状況を容易に判別し、自らの意思で受動喫煙を避けることができるようにするため、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 飲食店等における「禁煙」標識の掲示について、国の責任において必要な措置を講ずること。
- 2 改正法に基づく標識の様式について、外国人にも分かりやすい多言語対応とすること。

平成 30 年 月 日

厚生労働大臣 根 本 匠 様

九都県市首脳会議

座 長 さいたま市長

清 水 勇 人

埼 玉 県 知 事

上 田 清 司

千 葉 県 知 事

森 田 健 作

東京都知事

小池百合子

神奈川県知事

黒岩祐治

横浜市長

林文子

川崎市市長

福田紀彦

千葉市長

熊谷俊人

相模原市長

加山俊夫

# 受動喫煙防止対策の推進について

## 1. 提案の背景

### ◆受動喫煙防止対策の強化

- たばこのない東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、受動喫煙防止対策の強化のため、本年7月、健康増進法を改正

### ◆外国人旅行者増加

- 観光立国を目指す取組の推進により、多様な外国人旅行者が増加



**外国人を含む飲食店等利用者が、  
自らの意思で受動喫煙を避けることができる  
分かりやすい対策が必要**

## 2. 本県及び国の取組

### ◆本県の取組

#### 平成22年4月全国初の受動喫煙防止条例を施行

- 8万件以上の施設を訪問・指導し、受動喫煙防止に向けた環境整備を促進
- 禁煙の施設、店舗などに「禁煙」マークの掲示を義務化

### ◆国の取組

#### 改正健康増進法の全面施行に向けた取組

- 法に基づく店頭掲示の様式の検討(喫煙可能表示)



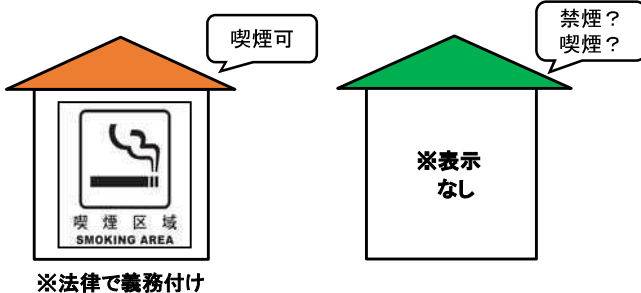
神奈川県条例に規定する「禁煙」マーク

## 3. 課題

### ◆飲食店等の店頭掲示規制について

#### 健康増進法は喫煙可の掲示を義務付け(禁煙の掲示はなし)

- 「禁煙」か「喫煙」か、各店舗の取組が分かりづらい(店舗によって独自のマークを掲示)



➡

**「禁煙」マークがないと!**  
「禁煙」か「喫煙可」か判別できない  
外国人にも分かりづらい

## 4. 対応案

### ◆禁煙マークの店頭への掲示

#### 飲食店等における「禁煙」マークの店頭への掲示

#### 効果

標識の店頭掲示で、禁煙、喫煙が峻別されれば、  
利用者は適切に店舗の選択が可能となる

### ◆マークの多言語化

#### マークを多言語化し、外国人旅行者の利便性を向上

#### 効果

東京2020オリパラ大会の開催に向け、増加が予想される外国人旅行者が、戸惑うことなく、適切に店舗の選択が可能となる

(参考例)



英語、中国語、韓国語、  
スペイン語、ポルトガル語

## 5. 提案内容

次の事項について国へ要請

- 1 飲食店等における「禁煙」標識の掲示について、国の責任において必要な措置を講ずること。
- 2 改正法に基づく標識の様式について、外国人にも分かりやすい多言語対応とすること。

平成30年11月7日

首都圏における木材利用促進に向けた取組について

川崎市長 福田 紀彦

我が国の森林は、人工林を中心に、資源として本格的な利用期を迎えているが、主伐期の人工林の成長量と比較して、主伐による丸太の供給量は4割以下の水準となっており、利用可能な森林資源は年々増加している。また、平成22年に公共建築物等木材利用促進法が施行され、公共建築物の木材利用が促進されているものの、公共建築物の木造率は10%前後にとどまっている状況にある。

このような中、パリ協定における温室効果ガス削減目標の達成や災害防止を目的とした森林整備等の財源として、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設が決まり、平成31年度から譲与が開始されることとなっており、森林が少ない都市部においては、木材利用の促進や普及啓発等にこれまで以上に取り組むことが求められ、現在の取組を継続するだけでなく、更なる展開が必要となっている。

木材利用の促進に向けた取組は、地球温暖化防止や循環型社会の形成などに直結する広域的な共通課題であり、また、高い消費ポテンシャルを有する首都圏において効果的に推進することが、我が国全体の木材利用の促進を図るために必要不可欠であることなどから、下記について、九都県市共同による研究を提案する。

**【検討課題】**

首都圏における木材利用の促進に向けた取組の検討について

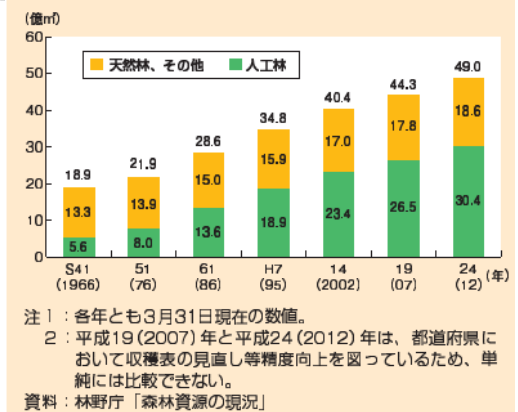


## 1 木材利用の現状

- 我が国の森林は、終戦直後と高度成長期の伐採の跡地に植えられた人工林を中心に蓄積が増加し、資源として本格的な利用期を迎えている。

### ◇森林資源量の推移

- ・日本の人工林の半数以上が、一般的な主伐期である10 齢級以上と本格的な利用期を迎えており、**2020 年時点には、10 齢級以上の主伐期を迎える人工林は約 7 割**と見込まれる。
- ・主伐期の人工林の成長量と比較して、主伐による丸太の供給量は4 割以下の水準となっており、**利用可能な森林資源は年々増加している。**

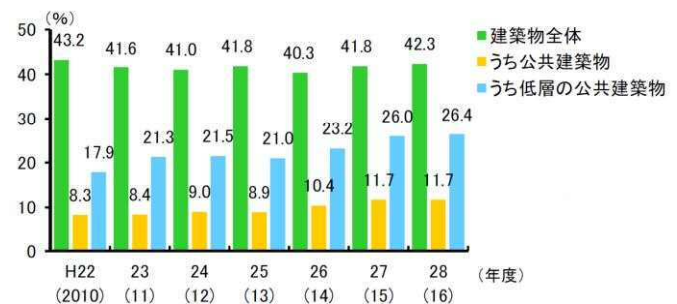


資料: 林野庁「平成 29 年度森林・林業白書」

- 平成 22 年に施行された公共建築物等木材利用促進法を踏まえ、公共建築物の木材利用が促進されているものの、公共建築物の木造率は10%前後にとどまっている。

### ◇建築物全体と公共建築物の木造率の推移

⇒建築物全体の木造率が40%以上で推移しているのに対して、公共建築物の木造率は、平成 28 年度時点で**11.7%**にとどまっている。



資料: 林野庁プレスリリース「平成 28 年度の公共建築物の木造率について」  
(平成 30 (2018) 年 3 月 29 日)

### 〔木材利用の促進に関する国の動向について〕

#### ◇公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律[平成 22 年 10 月施行]

- ・木材利用による林業の持続的かつ健全な発展と森林の適正な整備、木材の自給率の向上に寄与するために、基本方針を策定し、国が率先して木材を利用。
- ・都道府県及び市町村においても、国等の方針に即して方針を策定し、木材利用を促進。

#### ◇森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設[平成 31 年度譲与開始]

**目的:** パリ協定における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保するために、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設。

**用途:** 間伐や人材育成・担い手の確保、**木材利用促進や普及啓発等**に充てなければならない。用途については、**公表**することが義務付けられる。

**譲与基準:** 市町村 (9 割※) と都道府県 (1 割※) で配分し、各市町村に私有林人工林面積 (5/10)、林業就業者数 (2/10)、**人口 (3/10)** で按分。

※譲与開始時は市町村 8 割、都道府県 2 割

## 2 木材利用促進に向けた取組について

### ●川崎市における取組

#### 公共建築物への木材利用促進

- ◆「川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」を平成 26 年度に策定し、木材利用量目標を定めるなど、積極的に木材利用を促進。

小杉小学校：0.0155 m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>使用(目標の 1.5 倍)



#### 民間建築物への木材利用促進

- ◆川崎市木材利用促進フォーラムを設置(平成 27 年度)し、会議開催や現地視察、技術検討等の取組を実施。その他、国の交付金を活用し、木材利用促進に関する事業を推進。

#### 地方との連携

- ◆平成 26 年 11 月に木材利用を中心とした基本協定を宮崎県と締結。林産県の技術力等と都市部の消費ポテンシャル等を活かした連携・協力を行う。秋田県、愛媛県、浜松市等とも視察、情報共有等で連携。

宮崎県との協定締結



木材利用の促進に向けた取組は、

- 地球温暖化防止や循環型社会の形成、国土の保全、水源のかん養などに直結する、広域的な共通課題であること
  - 特に高い消費ポテンシャルを有する首都圏において効果的に推進することが、我が国全体の木材利用の促進を図るために必要不可欠であること
- などの理由から、九都県市共同による研究を提案する。

## 3 九都県市共同研究

- (1) 木材利用の促進に向けた取組の現状・課題の共有
- (2) 森林環境譲与税（仮称）の創設を踏まえ、生産地と消費地との連携などの事例を調査研究し、首都圏における木材利用の促進策を検討
- (3) 必要に応じて九都県市での一体の取組を検討

## 東京 2020 大会期間中の TDM 推進について（案）

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会では、大会関係者や観客等の移動により交通量の増加が見込まれ、交通対策を何も講じなければ、道路・鉄道ともに深刻な混雑が発生し、大会運営に支障をきたすだけでなく、市民生活や経済活動にも影響が生じることが想定されます。

そのため、交通量の抑制や分散、平準化を行う「交通需要マネジメント」(TDM) の取組を推進し、円滑な大会輸送の実現と、経済活動の維持との両立を図ることが重要と考えています。

大会期間中は、特にオリンピック期間の平日 10 日間、パラリンピック期間の平日 9 日間のあわせて 19 日間で交通量削減に向けた対策が必要です。TDM の推進により、道路交通では、休日並みの良好な交通環境（平日の交通量の 15%程度減）を、公共交通（鉄道）では、現状と同程度の安全で円滑な運行状況を目指しています。

この目標を達成するために、東京都は、国、大会組織委員会とともに、本年 8 月に「2020TDM 推進プロジェクト」を発足させ、経済界等と一体となり TDM を推進していくこと、働き方や物流における商慣習や流通の改善に向けた相互理解などを図ることで大会を成功に導き新しい交通のあり方をレガシーとして残していくこと、などを旨とする共同宣言を行いました。

首都圏は一つの経済圏域であり、車両の往来も非常に多いことから、円滑な大会輸送の実現と経済活動の維持との両立を図るためには、都内のみならず首都圏の企業等へ働きかけ、首都圏全域で交通量の抑制を図るとともに、各競技会場の特性に応じて交通量を削減する必要があります。

つきましては、大会時の混雑の見通しなどの情報を提供いたしますので、貴団体におかれましては、趣旨をご理解の上、所属企業へ TDM の必要性を周知するとともに、本プロジェクトへの参画を呼びかけるようお願いいたします。さらに、夏季休暇制度やテレワーク・時差出勤制度の導入のほか、物流においては配送の時間変更やルート変更など、大会時の混雑を避ける準備について、働きかけを行うようお願い申し上げます。

平成 30 年 月 日

一般社団法人	日本経済団体連合会会長	中西	宏明	様
一般社団法人	東京経営者協会会長	富田	哲郎	様
一般社団法人	埼玉県経営者協会会長	上條	正仁	様
一般社団法人	千葉県経営者協会会長	小島	信夫	様
一般社団法人	神奈川県経営者協会会長	石渡	恒夫	様
日本商工会議所会頭		三村	明夫	様
東京都商工会議所連合会会長		三村	明夫	様
一般社団法人	埼玉県商工会議所連合会会長	佐伯	鋼兵	様
一般社団法人	千葉県商工会議所連合会会長職務執行者			
		秋葉	吉秋	様
一般社団法人	神奈川県商工会議所連合会会頭	上野	孝	様
公益社団法人	経済同友会代表幹事	小林	喜光	様
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会会長				
		豊田	章男	様
公益社団法人	全日本トラック協会会長	坂本	克己	様
一般社団法人	東京都トラック協会会長	浅井	隆	様
一般社団法人	埼玉県トラック協会会長	鳥居	伸雄	様
一般社団法人	千葉県トラック協会会長	角田	正一	様
一般社団法人	神奈川県トラック協会会長	吉田	修一	様
全国商工会連合会会長		森	義久	様
東京都商工会連合会会長		村越	政雄	様
埼玉県商工会連合会会長		三村	喜宏	様
千葉県商工会連合会会長		和泉	善久	様
神奈川県商工会連合会会長		関戸	昌邦	様
全国中小企業団体中央会会長		大村	功作	様
東京都中小企業団体中央会会長		大村	功作	様
埼玉県中小企業団体中央会会長		伊藤	光男	様
千葉県中小企業団体中央会会長		平	栄三	様
神奈川県中小企業団体中央会会長		森	洋	様

九都県市首脳会議

座長	さいたま市長	清水	勇人
	埼玉県知事	上田	清司
	千葉県知事	森田	健作
	東京都知事	小池	百合子
	神奈川県知事	黒岩	祐治
	横浜市長	林	文子
	川崎市長	福田	紀彦
	千葉市長	熊谷	俊人
	相模原市長	加山	俊夫

# 東京 2020 大会期間中の TDM 推進について

## 提案の背景

### 【TDM の必要性】

- 大会期間中は大会関係者や、観客の移動により、道路、鉄道ともに混雑が深刻化。何も対策を行わないと、人やモノの移動が制約を受け、大会運営だけでなく経済活動にも影響。

### ＜大会時に起こり得ること（リスク）の例＞

- ・ 始業時間や商談・打合せの時間に間に合わない
- ・ 宅配便が時間通りに届かない
- ・ スーパーやコンビニ等に商品が届かない
- ・ タクシーの空車になかなか乗車できない
- ・ 路線バスが時間通り来ない、時間がかかる
- ・ 工場からの部品等の搬入が遅れる

交通量の抑制・分散・平準化を行う交通需要マネジメント（TDM）を推進し、円滑な大会輸送の実現と、経済活動の維持との両立を図ることが必要不可欠

### 【TDM の目標】

- 道路交通は、休日並みの交通環境（平日交通量の15%程度減）を目指す
- 公共交通（鉄道）は、現在と同程度のサービスレベルを目指す

首都圏全域で、広く企業の皆さまにご協力いただき、交通量を減らすことが重要  
【人の流れ】雇用主の理解と行動が必要、【物の流れ】荷主の理解と行動が必要

（TDMにご協力いただきたい範囲）



（TDMへの重点的な取組が必要な期間）

＜2020年カレンダー＞

日	月	火	水	木	金	土
7/19	20	21	22	23 海の日	24 開会式 スポーツの日	25
26	27	28	29	30	31	8/1
2	3	4	5	6	7	8
9	10 閉会式 山の日	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25 開会式	26	27	28	29
30	31	9/1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
閉会式						

## 提案内容

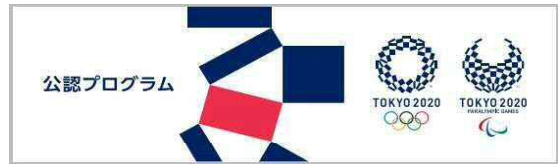
次の事項について、所属企業へ働き掛けを行うよう首都圏の経済団体等へ要請する。

- TDM の必要性の周知や、2020TDM 推進プロジェクトへの参画を呼び掛けること
- 大会時の混雑を避ける準備（夏期休暇制度やテレワーク制度の導入、配送時間変更やルート変更等）について、働きかけを行うこと

## 2020TDM 推進プロジェクト 概要

### 【事務局】

東京都、内閣官房、東京 2020 組織委員会



### 【発足式】

◆日時：平成 30 年 8 月 8 日

◆出席者：

小池 百合子 東京都知事  
鈴木 俊一 東京オリンピック・パラリンピック担当大臣  
武藤 敏郎 東京 2020 組織委員会事務総長  
井上 隆 一般社団法人日本経済団体連合会 常務理事  
久貝 卓 日本商工会議所 常務理事  
西尾 昇 東京商工会議所 常務理事  
岡野 貞彦 公益社団法人経済同友会 常務理事  
栗山 浩樹 オリンピック・パラリンピック等経済界協議会 運営委員会座長

### 【共同宣言】

- 東京 2020 大会は、世界有数の成熟都市で開催され、大会の成功には、円滑な大会輸送の実現と経済活動の維持との両立が必要不可欠である。この実現に向け、東京都、国、東京 2020 組織委員会ならびに、経済界等が一体となり、交通需要マネジメント（TDM）を強力に推進していく。
- 東京都、国、東京 2020 組織委員会は、大会時の混雑情報の提供や、気運醸成などに努めるとともに、業界団体等の参画を呼びかけ、TDM推進の輪を広げていく。
- 経済界は、より多くの企業が、大会期間中における事業を継続させるための計画づくりと実施が図られるよう、情報発信やセミナーなどの啓発活動に努める。
- 「2020TDM推進プロジェクト」は、大会期間中の交通量の低減に向け、人の流れについては雇用主に、物流面での工夫は、荷主の理解と行動を求めるなど、企業や市民が共にTDMを進めることができるよう、活動を拡げていく。
- この活動により、働き方や物流における、商慣習や流通の改善に向けた相互理解や、市民の協力が得られやすい環境づくりなどを図ることで大会を成功に導き、新しい交通のあり方をレガシーとして残していく。

### 【2020TDM 推進プロジェクトの登録状況】（10 月 30 日現在）

- 協力者：29団体
  - 上記経済5団体、東京都トラック協会、東京港運協会、日本物流団体連合会、日本小売業協会、不動産協会、東京都生活協同組合連合会、土木学会など
- 参加企業：204社

平成30年11月7日

## 有効な家具類転倒防止対策の研究について

千葉市長 熊谷 俊人

国内では大規模地震が相次いでおり、また、首都直下地震の切迫性が指摘される中、更なる防災・減災対策の推進が急務となっている。

平成7年に起きた「阪神・淡路大震災」では、負傷した方のうち、約5割の方が家具等の転倒・落下によるものだった。このことから各行政機関は、家具類転倒防止についての啓発を行ってきたが、内閣府の「防災に関する世論調査」(平成29年11月調査)では、「家具・家電などを固定し、転倒・落下・移動を防止している」と答えた人が約4割となっており、いまだ対策を行っていない人が半数を超えている現状がある。また、東京消防庁の調査によると、近年発生した地震においては、負傷者の約3～5割の方が屋内における家具類の転倒・落下によって負傷していることが判明している。(「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックー室内の地震対策ー」平成27年度版)

各自治体においては、公共施設やインフラ施設の耐震化、警察、消防の救命・救助体制の強化、自主防災組織等住民の防災力向上など、様々な防災対策を進めているところだが、何より個人個人が、自らの命を守ることが大切である。そのためには、家具類転倒防止対策の更なる促進を図る必要がある。

また、首都圏では、オフィスが集中していることや、賃貸物件で暮らす方が多いこと、比較的コンパクトな住居が多いことなどの特徴があり、これらを踏まえた対策を検討する必要がある。

そこで、家庭や職場での家具類転倒防止の取り組みがより一層促進されるために、九都県市が共同して研究・取組みを行うことを提案する。

## (取組例)

- ・ 家具類転倒防止対策の阻害要因の研究  
(借家における原状回復義務、住宅や建物の構造)
- ・ 家具類転倒防止対策を促進するための検討  
(関係業界への働きかけ)



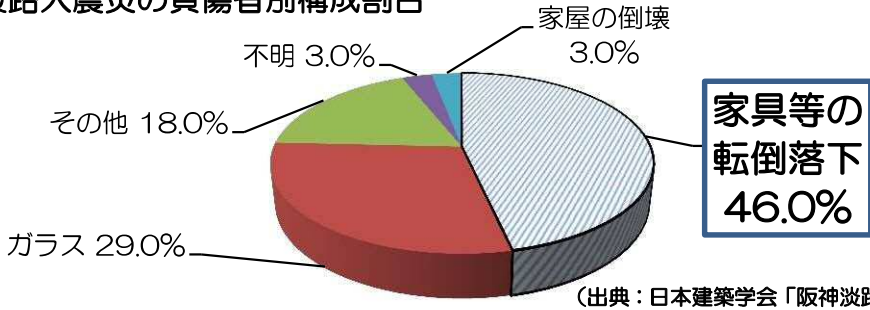
# 有効な家具類転倒防止対策の研究について

## 背景



### ①地震による負傷者のうち、約5割が家具などの転倒・落下が原因

阪神・淡路大震災の負傷者別構成割合



(出典：日本建築学会「阪神淡路大震災 住宅内部被害調査報告書」)

### ②家具類転倒防止対策（金具による固定）が十分ではない

#### ■家具転倒防止をしていない方の割合

▶ **59.4%**

(内閣府「防災に関する世論調査」(2017年11月))

▶ **53.8%**

(千葉市「WEBアンケート」(2018年6月))

**半数以上が  
未実施！！**

#### ■家具転倒防止対策を行っていない理由は？（重複回答）



- ① 金具で壁に穴をあけたくない 34.3%
- ② 借家のため金具が取り付けられない  
又は取り付けにくい 17.6%
- ③ 費用がかかる 29.6%
- ④ やり方がわからない 28.7%
- ⑤ 必要性を感じない 13.9%

● **住宅や建物の構造上の問題**により家具転倒防止金具を取り付けにくい  
 ● 国土交通省のガイドラインでは、家具転倒防止金具によるネジ穴などは、賃借人の**原状回復義務の免除なし**  
 (エアコン設置による壁のビス穴や跡は、賃借人の原状回復義務の免除あり)

(千葉市の取組) 高齢者や障害者を対象に、**登録事業者が金具を取り付け、その費用の一部を助成**

(千葉市の取組) **リーフレットを作成し、家具転倒防止金具の必要性などを周知啓発**

- 防災対策では、何よりも個人が、自らの命を守ることが最も重要となるため、更なる家具類転倒防止対策の促進を図ることが必要
- 賃貸物件が多いなど首都圏の特徴を踏まえた対策の検討も必要

## 提案

家庭や職場での家具類転倒防止の取組みについて、九都県市が共同して阻害要因などの研究をし、対策を促進するための取組みを検討する

## マイクロプラスチック問題の解決に向けた取組について

埼玉県知事 上田 清司

近年、プラスチックごみによる海洋の汚染が国際的な問題となっている。

世界では、毎年800万トンものプラスチックごみが海に流れ込んでいるとされており、何も対策を採らなければ、2050年には、海に棲む魚の量を上回るとも言われている。

特に、直径5ミリメートル以下のマイクロプラスチックは、海だけでなく、河川やそこに棲む生き物の体内からも見つかっており、PCBなどの化学物質を吸着しやすい性質もあることから、生態系への影響が危惧されている。

2018年6月、主要国首脳会議(G7)において、プラスチックの再資源化や、使い捨てプラスチックの不必要な使用の削減等に関する「海洋プラスチック憲章」が提案された。このような動向を受け、国内外の企業や業界団体も、次々と自主的な取組を進めることを表明している。

一方、国内では、環境省によるマイクロプラスチックのモニタリング調査や一部自治体の研究機関による東京湾を対象とした基礎調査の動きはあるが、まだ、行政による本格的な取組の展開には至っていない。

そのような状況にあってようやく、環境省が2019年度から国際的な連携強化や国内施策を一層充実・加速化する方針を打ち出した。

今後は、先行する海外の取組に合わせ、九都県市においても正確な情報を速やかに把握・共有し、必要な施策を積極的に展開していくことが求められている。

については、住民に身近な沿岸海域や河川における対策を中心として、早期に具体的な取組に着手する必要があるものとする。

### (提案)

マイクロプラスチック問題の解決に向けた取組を、九都県市が一体となって検討し、実施していくことを提案する。

### (検討内容の例)

- マイクロプラスチック問題に対する各都県市の取組や知見に係る情報共有
- 使い捨てプラスチックの使用削減や屋外で使用したプラスチック製品の回収の徹底
- プラスチック製品の再使用・再生利用の更なる推進
- プラスチック関連事業者等と情報及び問題意識を共有するための意見交換

# マイクロプラスチック問題の解決に向けた取組について

埼玉県提案  
参考資料



## 1 現状と課題

### 海洋プラスチックごみとマイクロプラスチック

- 毎年800万トンのプラスチックごみが海に流れ込み、2050年までに海に棲む魚の量を上回ると試算  
日本から海洋へのプラスチック流出量は、世界30位
- 5ミリメートル以下のマイクロプラスチックが、河川の水や生き物からも検出  
マイクロプラスチックは、PCBなどの化学物質を吸着



写真:(一社)JEAN



写真:環境省

## 国内外の取組

### 【海外における取組】

- 海洋プラスチック憲章を採択(G7シャルルボワサミット(カナダ):2018年6月)
  - ・ 使い捨てプラスチックの不必要な使用の削減
  - ・ プラスチック製品へのリサイクル素材使用推進
  - ・ マイクロビーズの使用量削減
  - ・ プラスチックの再使用・リサイクル推進

※ カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、英国及びEUが署名(未署名:日本・米国)

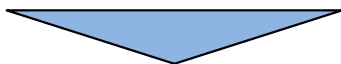
### 【国内における取組】

- 海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針の改定(予定)
- プラスチック資源循環戦略の策定(予定)  
⇒ 国内及び国際施策を一層充実・加速化

※ いずれも2019年度の予定(来年6月開催のG20まで)

## 2 自治体に求められる役割

- ・ 沿岸から内陸まで、流域全体で正確な情報を速やかに把握・共有する



- ・ 住民に身近な沿岸海域や河川における対策を中心として、早期に具体的な取組に着手する

## 3 共同取組の提案

マイクロプラスチック問題の解決に向けた取組を、九都県市が一体となって検討し、実施していくことを提案する

### 【検討内容の例】

- ① マイクロプラスチック問題に対する各都県市の取組や知見に係る情報共有
- ② 使い捨てプラスチックの使用削減や屋外で使用したプラスチック製品の回収の徹底
- ③ プラスチック製品の再使用・再生利用の更なる推進
- ④ プラスチック関連事業者等と情報及び問題意識を共有するための意見交換

## 措置入院者等の退院後支援に係る法改正について（案）

精神障害者が地域で安心して暮らすためには、精神障害や精神障害者に対する正しい理解を地域全体で共有することや、切れ目のない支援体制を整えることが重要である。

特に措置入院となった者については、地域で安心して暮らし続けられるよう、入院早期から適切な診断、治療を受け、措置が解除となった後も、必要な支援が受けられる仕組みを整備する必要がある。

このため、本年3月には、地方自治法に基づく技術的な助言として、「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」が示され、それを受けて、各自治体は地域の実情に応じて支援の検討（一部自治体では実施）を行っているところである。

しかしながら、現状では、支援が必要な者の判断が自治体ごとに異なることから、居住地を移した場合、継続的な支援を受けられないことが懸念される。

また、当該ガイドラインを受けた自治体等における支援体制の整備に当たって、精神保健福祉士、保健師等の人材の確保、育成は、大きな課題であり負担となっており、財政支援策も不十分である。

そこで、これらの課題を解決し、措置入院者等が退院後に本人の意思を尊重した医療、保健、福祉等の包括的な支援を継続的に受けられるよう、以下三点について要望する。

- 1 措置入院者等が地域で安心して暮らし続けるため、退院後にどの地域においても必要な支援を継続して受けられるよう、国の責任において法改正等により退院後支援の仕組みを整備すること。
- 2 法改正等に当たっては、当事者等からの意見を十分に考慮するなど、措置入院者等の人権や個人情報の取扱いに配慮するとともに、実務を担う自治体からも意見を聴取し、財政的な支援を含め、制度に反映させること。また、支援拡充に必要な人材の確保、育成が円滑に行われる仕組みを構築すること。

- 3 地域で暮らす全ての人々が精神障害や精神障害者について正しく理解し、認識を深めるための普及啓発を国としても積極的に行うとともに、各自治体における取組を支援すること。

平成30年 月 日

厚生労働大臣 根本 匠 様

九都縣市首脳会議

座長	さいたま市長	清 水 勇 人
	埼玉県知事	上 田 清 司
	千葉県知事	森 田 健 作
	東京都知事	小 池 百合子
	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	横浜市 長	林 文 子
	川崎市長	福 田 紀 彦
	千葉市長	熊 谷 俊 人
	相模原市長	加 山 俊 夫

## 措置入院者等の退院後支援に係る法改正について

### 現 状

#### 1 国の動き

平成28年7月に発生した相模原市の障害者支援施設における事件の検証で明らかとなった課題に対応するため、措置入院者への支援拡充を盛り込んだ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正案が国会に提出されたが、昨年9月に廃案となった。

本年3月、地方自治法に基づく技術的な助言として「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」が示されたほか、地方交付税措置等が講じられているところである。

法案の再提出は行われていない。

期 日	国等の動き
H28.7.26	事件発生
8.10	事件の検証及び再発防止策検討チームを設置
12.8	検討チームが「報告書」を発表
H29.2.28	精神保健福祉法改正案閣議決定(通常国会に提出)
5.17	改正法案が参議院(先議)で可決
6.16	国会の閉会に伴い、改正法案が継続審議
9.28	衆議院解散のため、廃案(再提出は行われていない)
H30.3.27	ガイドライン発出

#### ガイドライン概要

- 入院した精神障害者のうち、自治体を中心となって退院後支援を行う必要があると認められる者に対し、各自治体が支援体制を整備しつつ、可能な範囲で積極的に退院後支援を進めるための、自治体を中心とした退院後支援の具体的な手順
- 本ガイドラインに基づく退院後の支援は、精神障害者が退院後にどの地域で生活することになっても医療、福祉、介護、就労支援など包括的支援を継続的に受けられるようにする相談支援業務の一環として、自治体を中心となって行う。

- 1 支援対象者  
自治体が退院後支援を行う必要があると認めた者のうち、同意が得られた者
- 2 自治体の新規業務
  - ・本人、家族その他の支援関係者(原則警察は含めない)による会議の開催
  - ・退院後支援に関する計画の作成、交付(支援期間は半年以内を基本)
  - ・計画に基づく支援の実施
  - ・本人が居住地を移した場合、移転先自治体に計画内容等を通知

#### 2 各自治体の対応状況

各自治体は、引き続き法改正の動向を注視しつつ、ガイドラインに基づき、地域の実情に応じて支援の検討(一部自治体では実施)を行っているところである。

## 相模原市での取組

### ■退院後支援の充実に伴う体制整備(平成30年4月から)

- ・ガイドラインの発出に伴い、本市における措置入院者等の退院後支援マニュアルを作成した。
- ・専任の班を設置し、支援同意の得られた全ての措置入院者等を対象に支援を開始した。

### ■他自治体との情報連携

本市で措置し、退院後、他自治体に居住地を移すことを把握した場合、支援対象者の同意を得た上で移転先自治体に情報を通知しているが、移転先自治体の判断により、支援対象とならないことがある。また、他自治体で措置された場合、本市に通知されないこともあると考えられる。

## 課 題

### ◎支援が必要な者の判断が自治体ごとに異なること

現状では、支援が必要な者の判断が自治体ごとに異なることから、居住地を移した場合、継続的な支援を受けられないことが懸念される。

#### 【解決策の例】

支援を必要とする者の判断基準を明確にし、措置入院を決定した自治体と居住先自治体が異なる場合においても支援を継続して受けられるようにする。併せて、個人情報の取扱方法の詳細を示す。

### ◎支援体制の整備に係る人材の確保

自治体等における支援体制の整備に当たって、精神保健福祉士、保健師等の人材の確保、育成は、大きな課題であり負担となっており、財政支援策も不十分である。

#### 【解決策の例】

各自治体が必要な体制を確保できるよう、退院後支援業務を行う専従の精神保健福祉士等の必要な人員について、基準等を設けるとともに、職員の専門性の向上に資する研修を充実させる。

### ◎地域住民の精神障害者についての理解

精神障害者が地域でその人らしく暮らすことができるようにするためには、地域住民への一層の理解促進が不可欠である。

#### 【解決策の例】

政府広報や障害者週間などの機会を活用した国による積極的な普及啓発に加え、自治体の取組を支援する。

## 要望内容

◎措置入院者等が地域で安心して暮らし続けるため、退院後にどの地域においても必要な支援を継続して受けられることができるよう、国の責任において法改正等により退院後支援の仕組みを整備すること。

◎法改正等に当たっては、当事者等からの意見を十分に考慮するなど、措置入院者等の人権や個人情報の取扱いに配慮するとともに、実務を担う自治体からも意見を聴取し、財政的な支援を含め、制度に反映させること。また、支援拡充に必要な人材の確保、育成が円滑に行われる仕組みを構築すること。

◎地域で暮らす全ての人々が精神障害や精神障害者について正しく理解し、認識を深めるための普及啓発を国としても積極的に行うとともに、各自治体における取組を支援すること。



## 外国人材の受入れ・共生に向けた環境整備について（案）

中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）においては、生産性向上や国内人材の確保とともに、移民政策とは異なるものとして、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れる新たな在留資格を創設することとされた。

これを踏まえ、7月24日には、「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」が閣議決定され、現在、関係府省、経済団体、学識経験者及び地方自治体等で構成する「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会」（以下「検討会」という。）において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）が検討されており、本年12月中に総合的対応策の取りまとめを行うこととされている。

九都県市においても、人口減少社会の到来や超高齢社会の進展などの直面する課題を乗り越え、持続可能な成長を実現していくうえで、地域経済を支える中小・小規模事業者などにおける人手不足の解消は、喫緊の課題となっており、今回の「新たな外国人材の受入れ」という国の方針（以下「方針」という。）は、首都圏、ひいては、我が国の発展にとって、大きな意義がある。

方針発表後、全国知事会あるいは指定都市市長会において、国に様々な提言を行ってきたところであり、検討会の設置や法務省の平成 31 年度概算要求において「入国在留管理庁（仮称）の新設」が盛り込まれたことについては、方針の具体化に向けて一歩前進したものと評価する。

しかし、九都県市においては、現在でも全国の4割に当たる約106万人もの外国人が暮らしており、新たな外国人材の受入れが促進されれば、首都圏の地方自治体は、これまで以上に多くの外国人に対し、各種の情報提供や相談対応、日本語学習支援や地域コミュニティとのつながりへの支援など、地域における多文化共生の取組をより一層進めていくことが求められる。加えて、国とともに地域における外国人材の更なる活躍を推進していく必要がある。

については、本年中に総合的対応策の取りまとめが予定されているこの機に、外国人材の受入れ・共生に向けた環境整備について、以下のとおり提言する。

- 1 外国人との共生社会の実現に向けては、国が責任を持って取り組むこと。また、国において新たに設置する組織では、地方自治体の意見と地域の実態を踏まえた外国人材の受入れ・共生のための企画立案及び総合調整機能を発揮すること。
- 2 地方自治体に対し、地域における外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を実施するための財政措置を確実に行うこと。併せて、地方自治体の実情に即した財政支援メニューを早期に示すこと。

平成 30 年 月 日

内閣官房長官 菅 義 偉 様  
法務大臣 山 下 貴 司 様

九都県市首脳会議

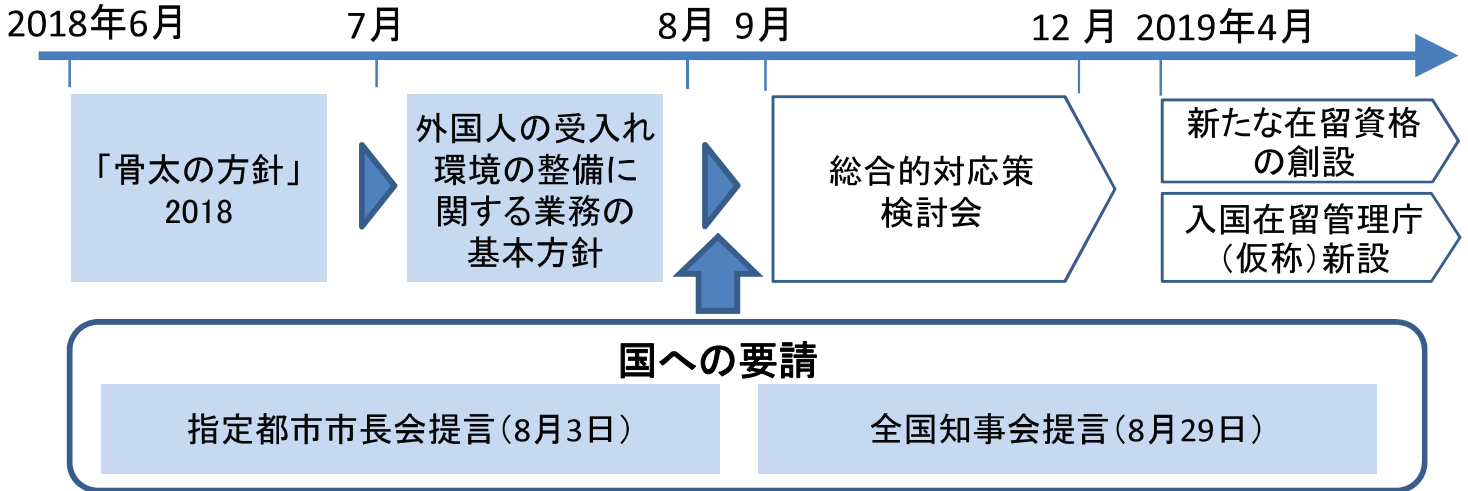
座長	さいたま市長	清水 勇 人
	埼玉県知事	上 田 清 司
	千葉県知事	森 田 健 作
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	横浜市 長	林 文 子
	川崎市長	福 田 紀 彦
	千葉市長	熊 谷 俊 人
	相模原市長	加 山 俊 夫

# 外国人材の受入れ・共生に向けた環境整備について

## 背景

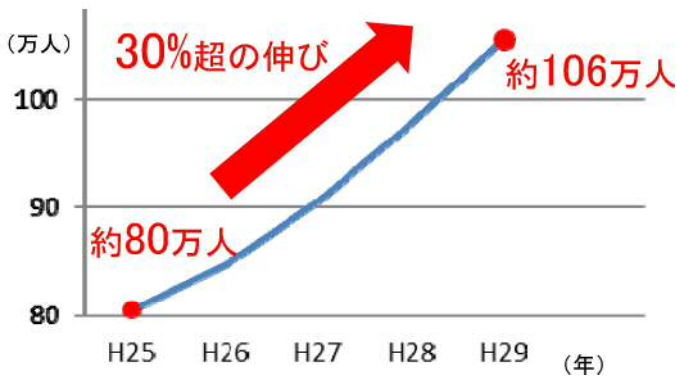
- ◎日本に在留する外国人は近年増加、国内で働く外国人も急増
- ◎中小・小規模事業者をはじめとした人手不足が深刻化

## 国の動き



## 九都県市の状況

### ○増加する外国人人口

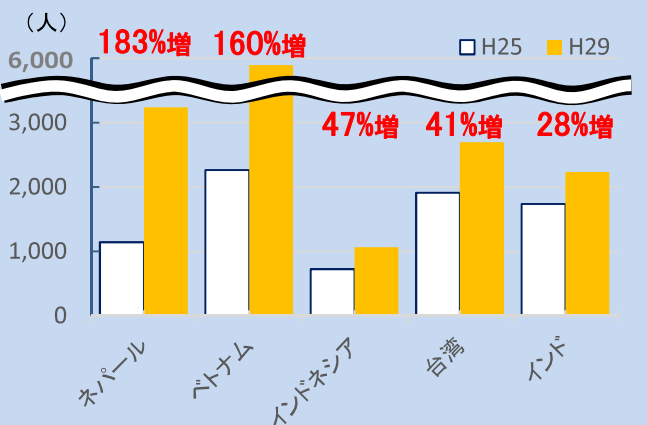


### ○九都県市に外国人が集住

	日本人	外国人
全国人口	12,521万人	256万人
九都県市の総人口	3,544万人	<b>106万人</b>
九都県市人口の全国人口に占める割合	28.3%	<b>41.2%</b>

出典：法務省「平成29年末現在における在留外国人人数について」  
 ※日本人人口のみ「住民基本台帳に基づく人口(H30.1現在)」

### 【参考】人口増加率の高い主な国・地域(横浜市)



出典：横浜市「統計ポータルサイト」

### ○主な外国人施策

- ・多言語での情報提供・相談対応
- ・日本語学習支援
- ・地域コミュニティとのつながり支援



<日本語教室の様子>

## 横浜市の主な取組

### ○多言語での情報提供・相談対応

- ・国際交流ラウンジの設置（市内11か所）  
主な相談対応：通訳・翻訳、日本語学習、教育  
（29年度相談件数：22,616件）
- ・外国人向け広報の充実等（防災・ごみの出し方等）



<国際交流ラウンジでの相談>

### ○地域コミュニティとのつながりづくり

- ・外国人急増地域へのコーディネーター配置
- ・来日初期の方のための多言語冊子を作成

### ○日本語学習支援

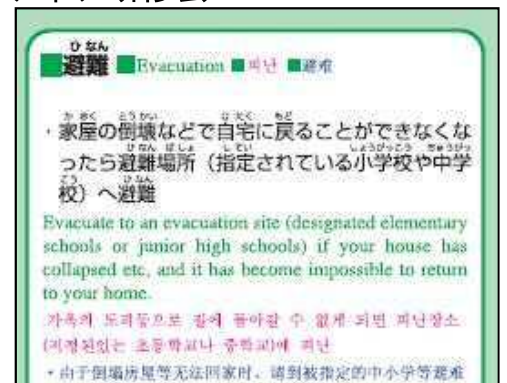
- ・市民団体等による、比較的小規模な地域日本語教室（約120教室）
- ・国際交流協会による日本語教室の運営支援、日本語ボランティア研修会
- ・来日間もない児童生徒・保護者のための支援拠点の開設

### ○防災・医療の取組

- ・外国人震災時情報センターの設置
- ・神奈川県やNPO団体等との協力による医療通訳派遣事業

### ○外国人が活躍できる機会の創出

- ・留学生受入れ環境の向上と市内大学等との連携による  
留学生の市内企業への就職支援



<多言語防災リーフレット>

## 課題

- 在住外国人支援について課題意識を持つ地方自治体が、限られた予算の中で、任意の取組として実施。
- 新たな外国人材の受入拡大により、首都圏の地方自治体はこれまでに以上に外国人への支援を進めることが求められる。

## 国への提言

- 1 外国人との共生社会の実現に向けては、国が責任を持って取り組むこと。また、国において新たに設置する組織では、地方自治体の意見と地域の実態を踏まえた外国人材の受入れ・共生のための企画立案及び総合調整機能を発揮すること。
- 2 地方自治体に対し、地域における外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を実施するための財政措置を確実に行うこと。併せて、地方自治体の実情に即した財政支援メニューを早期に示すこと。